

臨海景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 土地利用	
	臨海部の海や水辺の景観特性を考慮した土地利用計画とする。 記載欄
	水域沿いのオープンスペースや散策路の連続性をもたせた土地利用計画とする。 記載欄
	歴史的な景観資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした区画となるよう工夫する。 記載欄
	水域に面して建築物の大壁面が生じないように区画を工夫する。 記載欄
(2) 造成等	
	大規模な法面や擁壁をできるだけ生じさせないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、植栽など修景のための必要な措置を講じる。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項